

同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は山梨県立北杜高等学校同窓会と称し、事務局を母校内に置く。

第2条 本会は母校の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 会員

第3条 本会の会員は次の二種とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員

第4条 (1) 正会員は

- (イ) 山梨県立北杜高等学校卒業生
- (ロ) 山梨県立峡北高等学校卒業生（平成15年3月卒業生まで）
- (ハ) 山梨県立峡北農業高等学校卒業生（平成15年3月卒業生まで）
〔北巨摩郡立農学校、山梨県立峡北農学校、山梨県立峡北農林高等学校卒業生〕
- (ニ) 山梨県立須玉商業高等学校卒業生（平成15年3月卒業生まで）

(2) 特別会員は

- (イ) 母校職員および母校職員であった者
- (ロ) 母校に功勞のあつた者で総会において推薦された者

第3章 役員および会議

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 各支部代表、女性代表、若干名、会長が推薦した者
- (3) 支部長 各支部代表
- (4) 常任理事
- (5) 理事
- (6) 幹事 若干名
- (7) 監事 若干名

第6条 1 会長は本会を代表し、会務をつかさどる。
2 副会長は会長を助け、会長事故ある時はこれを代行する。
3 支部長は支部会を代表し、会務をつかさどり、支部の状況を本会に通知する。
4 理事は理事会を構成し、重要事項を協議決定する。
尚、緊急の場合は常任理事会で協議決定するものとする。
ただし、この場合理事会および総会に報告するものとする。
5 幹事は会長監督の下に本会の庶務会計をつかさどる。
6 監事は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第7条 1 会長、副会長、支部長は総会において会員のうちから選出する。
尚、支部は次の13支部とする。（小淵沢、大泉、長坂、高根、須玉、白州、武川、明野、甲斐、韮崎、甲府、郡内、東京）
2 常任理事は、各卒業年度ごとの学年代表1名ずつを理事のうちから選出し、総会の議をへて会長がこれを委嘱する。
3 理事は各卒業年度ごとにクラス代表を1名ずつ会員のなかから選出し、総会の議をへて会長がこれを委嘱する。

- 4 幹事は、母校職員のなかから会長がこれを委嘱する。
- 5 監事は、総会において会長、副会長、支部長、常任理事、理事、幹事を除く会員のうちから選出する。

第8条 役員任期は2ヶ年とする。ただし重任を妨げない。

第9条 本会の会議は総会および役員会とする。

第10条 総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は毎年1回開く。定期総会においては会長、副会長、支部長、会計監事を選出し庶務会計報告を行い、予算、決算、会則並びにその他重要事項を決議する。

第11条 役員会は、必要に応じ随時これを開き事業の立案、予算の編成、および総会より委任された事項を決議する。この場合、役員会とは、正副会長・支部長会をいう。

第12条 会議はすべて会長が召集し、会長が議長となる。

第13条 会議の決議は、すべて出席者の過半数を以て決する。

第4章 名誉会長・顧問

第14条 本会に名誉会長1名、顧問若干名を置くことができる。名誉会長および顧問は総会の議をへて会長が決定する。名誉会長および顧問は会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 事業

第15条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 母校発展に関する事項
- 2 会員名簿の発行
- 3 表彰慶祝弔慰
- 4 その他本会振興のため必要な事業

第16条 表彰および慶祝弔慰等に関する細則は別にこれを定める。

第6章 支部

第17条 本会各支部は次のことを行う。

- 1 各支部地域に居住している会員の把握をし、支部組織を作り、本会に報告する。
- 2 本会の目的を達成するため、独自の立場で事業を行うことができる。
- 3 各支部は県内各市町村又は各地域・各都道府県・学年で支部を設立することができる。

第7章 会計

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第19条 本会の経費は会費および寄付金その他をもって当てる。
正会員は入会の際、終身会費として10,000円を納入し、納入した会費は返還しない。

第8章 雑則

第20条 この会則は、役員会で話し合わせ総会の議決で変更することができる。

- (附則)
- 1 平成13年10月27日制定
 - 2 平成14年4月1日から施行
 - 3 平成17年4月1日・一部改定

山梨県立北杜高等学校同窓会慶祝弔慰に関する細則

第1条 山梨県立北杜高等学校同窓会会則第16条により慶祝弔慰に関する細則を次のとおり定める。

第2条 本会は会員の慶祝弔慰に対して正副会長において決定し、その意を表すことができる。

(1) 弔意は次の各号に基づいて行う

会員死亡の場合（役員） 10,000円または生花

母校職員死亡の場合 10,000円または生花

本会と関係のある者 5,000円

(2) 慰意については会員・母校職員の火災・風災害その他の災害の見舞いについて見舞の必要を認めた場合、状況に応じて5,000円以内の見舞いを贈る。

第3条 母校職員の転退職の場合は以下の基準で餞別を贈る。年数計算については6ヶ月未満は切り捨て、6ヶ月以上は1年に切り上げる。

(1) 母校在職 5年まで……2,000円

(2) 母校在職 10年まで……3,000円

(3) 母校在職 10年以上……5,000円

第4条 本規程についての会計は同窓会一般会計から支出する。